

# 農地の貸借に 香川県農地機構を活用しましょう!

～機構を活用すると次のような支援が受けられます～

## 農地の受け手に対する支援

### 1. 機構から農地を借り受ける(農地集積補助金)

#### 助成対象

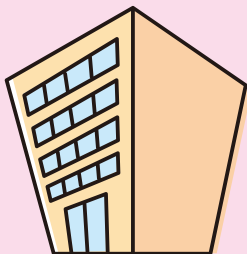
機構から農地を借り受けて経営規模の拡大を図る担い手  
(認定農業者、新規就農者(5年以内)、集落営農法人)

#### 助成内容

機構から借り受ける農地面積に応じて、2万円/10a交付  
(年間集積面積の上限は10ha、集積後の耕地面積が20haまで)

#### 助成要件

- (1) 機構からの貸付期間が6年以上であること
- (2) 新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (3) 当該年度の4月1日時点の経営面積に対し、申請時点の面積が増加していること
- (4) 集落営農が法人化した場合は、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)面積より増加していること など



香川県農地機構



2万円/10a  
(市町を通じて交付)



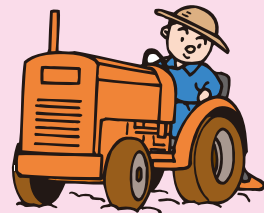
### 2. 機構からの農地借受けに伴い必要となる資材等を整備する (農地集積設備導入支援事業):香川県農地機構による事業

#### 助成対象

認定農業者、新規就農者

#### 助成内容

事業費の1/3以内(上限100万円)  
(トラクターのアタッチメント、トンネル被覆用の支柱等、複数年使用可能な資材)



お問い合わせ先 ○県農業経営課(087-832-3408)

○市町の農業主務課

○(公財)香川県農地機構(087-831-3211)

○県農業改良普及センター

# 農地の出し手に対する支援

## 1. 地域でまとまって貸し付ける(地域集積協力金)

### 助成対象

機構にまとまった農地を貸し付ける地域(農業振興地域内)

### 助成内容

地域内の農地のうち、機構への貸付割合に応じた交付金を交付

2割超～5割以下	:2万円/10a
5割超～8割以下	:2万8千円/10a
8割超～	:3万6千円/10a

### 助成要件

人・農地プランの作成エリアに限定 など



## 2. 経営転換や離農により貸し付ける(経営転換協力金)

### 助成対象

経営転換や離農により、機構に農地を貸し付ける農業者等

### 助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じた交付金を交付

0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超～2.0ha以下	:50万円/戸
2.0ha超～	:70万円/戸

### 助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)
- (3) 遊休農地の所有者は対象にならない
- (4) 原則、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自留地10a未満を除く)を貸し付けること など



## 3. 農地の連坦化のため貸し付ける(耕作者集積協力金)

### 助成対象

機構の借受農地に隣接する農地、面的要件を満たす原則2筆以上の農地を機構に貸し付ける農業者等

### 助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じて、2万円/10aを交付

### 助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること(相続人は除く)
- (3) 機構が借り受けている農地や、機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接していることなど